

第一章 総則

第一条 堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦ニ関スル事業ニシテ特別ノ事情ニ依リ地方公共団体ノ事業ト為スコトヲ得サルモノアル場合ニ於テハ水害予防組合ヲ設置スルコトヲ得

第二条 水害予防組合ハ法人トス
第三条 水害予防組合ハ組合規約ヲ設ケ組合ニ開スル重要ノ事項ヲ規定スヘシ
組合規約ハ之ヲ告示スヘシ其ノ改正アリタルトキ亦同シ

第四条乃至第七条 削除

第八条 水害予防組合ハ水害ヲ受クヘキ土地ヲ以テ区域トシ其ノ区域内ニ於テ土地、家屋若ハ組合規約ニ指定スル工作物其ノ他ノ物件ヲ所有スル者及所有權以外ノ權原ニ基キ之等ノモノヲ占有スル者ヲ以テ組合員トス但シ旧慣アルモノハ其ノ旧慣ニ依リ区域ヲ画スルコトヲ得

第九条 削除

第二章 組合ノ設置及廃止

第十条 水害予防組合ヲ設置セムトスルトキハ都道府県知事ニ於テ組合区域ヲ指定シ関係地ノ市町村長ノ内一人又ハ數人ニ創立委員ヲ命スヘシ用ス

第十三条第三項ノ規定ハ創立委員ニ之ヲ準用ス

第十四条 創立委員ハ組合規約案ヲ調製シ関係者ノ総会議ニ付スヘシ關係者百人以上アルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ得テ便宜総代人ヲ選ハシメ其ノ集会ヲ以テ総会議ニ充ツルコトヲ得

総会議又ハ総代人会ノ議長ハ創立委員ヲ以テ之ニ充ツ創立委員數人アルトキハ都道府県知事ノ中一人ヲ指定ス

総会議又ハ総代人会ハ關係者又ハ総代人ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得スルトキハ其ノ許可ヲ得

総会議又ハ総代人会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ニ充ツ創立委員數人アルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

総会議費又ハ総代人会費其ノ他創立ニ關スル費用ハ組合設置ノ後組合費ヨリ之ヲ支弁スヘシ

総会議又ハ総代人会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ニ充ツ創立委員ハ組合規約ノ議決ヲ経タルト

第十二条 創立委員ハ組合規約ノ議決ヲ請フヘシ

第十三条 水害予防組合關係者ノ総会議若ハ総代人会成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セ

ス又ハ議決スルモノ其ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ都道府県知事ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得

第十四条 水害予防組合ハ組合規約ノ許可又ハ前件ヲ処分スルコトヲ得

第十五条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更ハ組合会ノ意見ヲ徵シ都道府県知事之ヲ行フ前項ノ場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ前ノ旨ヲ告示スヘシ

第十六条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更アリタルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ協議ニ依リ都道府県知事ニ許可ヲ受クヘシ但シ協議ハ財産処分ヲ要スルトキハ組合会ノ議決又ハ協議ニ依リ都道府県知事ハ之ヲ告示スヘシ

第十七条 水害予防組合ニ組合会ヲ置ク

第十八条 水害予防組合ハ民法上ノ義務ヲ完了スルニ非サレハ之ヲ廢止スルコトヲ得

第十九条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更アリタルトキハ都道府県知事ハ之ヲ告示スヘシ

第二十条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十一条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十二条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十三条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十四条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十五条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十六条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十七条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十八条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十九条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十一条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

都道府県知事ニ於テ選挙又ハ當選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙又ハ當選ニ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ処分スルコトヲ得前項ノ処分アリタルトキハ其ノ前後ニ為シタル組合会議員ハ選挙又ハ當選ニ闇スル異議ノ申告ヲ告示スヘシ

第十四条 水害予防組合ハ組合規約ヲ以テ之ヲ前項ノ場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ前ノ旨ヲ告示スヘシ

第十五条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更ハ組合会ノ意見ヲ徵シ都道府県知事之ヲ行フ前項ノ場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ前ノ旨ヲ告示スヘシ

第十六条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更アリタルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ協議ニ依リ都道府県知事ハ之ヲ告示スヘシ

第十七条 組合会ハ毎年一回通常会ヲ開キ其ノ任期及選挙ニ闇スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十八条 組合会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

第十九条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十一条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十二条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十三条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十四条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十五条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十六条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十七条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十八条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十九条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十一条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

組合会ハ組合ノ区域都市町村ニ涉ルモノニ在リテハ組合規約ヲ以テ議員中ヨリ議長副議長各一人ヲ選挙スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長故前項ノ処分アリタルトキハ其ノ前後ニ為シタル組合会議員ハ選挙又ハ當選ニ闇スル異議ノ申告ヲ告示スヘシ

第十四条 水害予防組合ハ組合規約ヲ以テ之ヲ前項ノ場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ前ノ旨ヲ告示スヘシ

第十五条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更ハ組合会ノ意見ヲ徵シ都道府県知事之ヲ行フ前項ノ場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ前ノ旨ヲ告示スヘシ

第十六条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更アリタルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ協議ニ依リ都道府県知事ハ之ヲ告示スヘシ

第十七条 組合会ハ毎年一回通常会ヲ開キ其ノ任期及選挙ニ闇スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十八条 組合会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

第十九条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十一条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十二条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十三条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十四条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十五条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十六条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十七条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十八条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第二十九条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十一条 組合会議員選挙ノ結果ヲ報告ス

第三十二条 特別ノ事情アル組合ニ於テハ都道府県知事ハ組合会ヲ設ケス組合員ノ総会ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得シ總会ニ出席スヘキ組合員ニ関シテハ組合規約ノ定ムル所ニ依ル組合会ニ關シテハ組合会ニ關スル規定ヲ準用ス

第四章 組合ノ管理

第三十三条 都道府県知事ハ水害予防組合関係地ノ市町村長ノ内一人ヲ指定シ其ノ組合ノ事務ヲ管理セシムヘシ但シ都道府県知事必要アリト認ムルトキハ當該都道府県ノ職員ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシムルコトヲ得都道府県知事ニ於テ管理者ヲ指定シタルトキハ其ノ代理者ヲ代理ス

組合ノ区域數市町村ニ涉ル場合ニ於テ選挙区又ハ選挙分會ヲ設ケタルトキハ各市町村長又ハ其ノ代理者ハ管理者ノ求ニ依リ議員選挙ニ関スル事務ヲハシム組合員及組合費賦課物件ノ異動ニ關スル事務ニ付テモ亦シ

第三十四条 組合ノ出納ノ他会計事務ハ都道府県ノ職員管理者タル場合ハ都道府県知事ノ指定シタル当該都道府県ノ職員ヲシテ之ヲ掌ラシメ市町村長管理者タル場合ハ其ノ市町村ノ会計管理者ヲシテ之ヲ掌ラシムヘシ

特別ノ職員二於テハ管理者ニ於テ第

三十六条ノ職員中ニ就キ会計事務ヲ掌ル者ヲ定ムルコトヲ得

前項会計事務ヲ掌ル職員ヲ定メタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出ヅベシ

第三十五条 組合ハ組合規約ヲ以テ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ノ組織選任期等ニ關スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十六条 組合ハ書記技術員其ノ他ノ常勤職員ヲ担任ス

管埋者ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 組合会ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ

職員ハ管理者之ヲ任免ス

二 財産及營造物ヲ管理スル事

三 収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事

四 証書及公文書類ヲ保管スル事

五 法令又ハ組合会ノ議決ニ依リ使用料手数料組合費及夫役現品ヲ賦課徵収スル事

第三十九条 組合会ノ議決若ハ選挙其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ組合規約ニ背クト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ又再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシメ仍議決ニ付テハ其ノ議決ヲ改メサルトキハ都道府県知事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

都道府県知事ハ前項ノ議決又ハ選挙ヲ取消スコトヲ得但シ指揮ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

組合会ノ議決公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ関シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ都道府県知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シノ執行ヲ要スルモノニ在テハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ都道府県知事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

第四十条 組合会成立セス又ハ第二十八条但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハサルトキハ管理者ハ都道府県知事ニ具状シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得

組合会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

組合会ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル管理者ノ処分ニ關シテハ各本条ノ規定ニ准シ審査ヲ申立ツルコトヲ得

本条ノ处分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合会ニ付得

第四十一条 組合会ノ權限ニ属スル事件ニ關シテハ前項管理ノ處分ニ付セシテハ各本条ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於ケル管理者ノ処分ニ關シテハ各本条ノ規定ニ准シ審査ヲ申立ツルコトヲ得

本条ノ処分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合会ニ付得

第四十二条 組合会ニ報告スヘシ

前項管理ノ處分ニ付セシテハ各本条ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於ケル管理者ノ処分ニ關シテハ各本条ノ規定ニ准シ審査ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ組合ヲ以テ被告トス

都道府県知事之ヲ決定ス

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決

定ヲ知リタル日ヨリ六箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ組合ヲ以テ被告トス

都道府県知事之ヲ決定ス

組合費其ノ他組合ノ収入ノ滞納処分中差押物
件ノ公売ハ処分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
第六十条 組合ハ特定ノ目的ノ為積立基金ヲ設ク
ルコトヲ得

第六十一条 組合ハ其ノ事業ノ関係上必要アル場
合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ為スコトヲ得
第六十二条 組合ハ其ノ負債ヲ償還スル為又ハ組
合永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ要スル為又ハ天
災事變等ノ為已ムヲ得サル場合ニ限り組合債ヲ
起スコトヲ得
組合債ヲ起スニ付組合会ノ議決ヲ経ルトキハ
併セテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付
議決ヲ経ヘシ

組合ハ予算内ノ支出ヲ為ス為本条ノ例ニ依ラ
ス一時ノ借入金ヲ為スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ会計年度内ノ収入ヲ以テ
償還スヘシ

第六十三条 管理者ハ毎会計年度ノ歳入出予算ヲ
調製シ会計年度前通常組合会ノ議決ニ付スヘシ
管理者ハ組合会ノ議決ヲ經テ既定予算ノ追加
又ハ更正ヲ為スコトヲ得

組合ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ同シ
組合費ヲ以テ支弁スル事件ニシテ數
年ヲ期シテ施行スベキモノ又ハ數年ヲ期シテ其
ノ費用ヲ支出スベキモノハ組合会ノ議決ヲ經テ
其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト為ス
コトヲ得

第六十五条 予算外ノ支出又ハ予算超過ノ支出ニ
充ツル為予備費ヲ設クヘシ
予備費ハ組合会ノ否決シタル費途ニ充ツルコ
トヲ得ス

第六十六条 予算ハ議決ヲ経タル後直ニ之ヲ都道
府県知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ
第六十七条 組合会ニ於テ予算ヲ議決シタルトキ
ハ管理者ヨリ其ノ賛本ヲ組合ノ会計事務ヲ掌ル
職員ニ交付スヘン
会計事務ヲ掌ル職員ハ管理者又ハ都道府県知
事ノ命令アルニ非サレハ支払ヲ為スコトヲ得ス
又命令ヲ受クルニ支払ノ予算ナキトキ又ハ予備
費支出及費用流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依
ラサルトキ亦同シ

第六十八条 組合ノ支払金ニ關スル時効ニ付テハ
政府ノ支払金ノ例ニ依ル
第六十九条 組合ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以
テ閉鎖ス
決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ証書類ヲ併セテ
会計事務ヲ掌ル職員ヨリ之ヲ管理者ニ提出ス

シ管理者ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常会
計二組合会ノ認定ニ付スヘシ
決算及其ノ認定ニ關スル組合会ノ議決ハ之ヲ
都道府県知事ニ報告シ且決算ハ其ノ要領ヲ告示
スヘシ

第七十条 予算調製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ
關シ必要ナル規定ハ国土交通大臣之ヲ定ム
第六章 組合ノ聯合

第七十一条 水害予防組合ニ於テ共同事業ヲ為ス
ノ必要アルトキハ其ノ協議ニ依リ都道府県知事
ノ許可ヲ得テ水害予防組合ノ聯合ヲ設クルコト
ヲ得

水害予防組合聯合ハ之ヲ法人トス
水害予防組合聯合ニシテ其ノ聯合組合ノ數ヲ
増減シ又ハ共同事業ノ変更ヲ為サムトスルトキ
ハ組合ノ協議ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受ク
ヘシ其ノ聯合ヲ解カムトスルトキ亦同シ

第七十二条 組合ハ都道府県知事之ヲ監督ス
都道府県知事ハ組合事務ノ監督上必要ナル命
令ヲ發シ处分ヲ為スコトヲ得
水害予防組合聯合ニシテハ水害予防組合ニ
關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難き事項及特ニ
必要ナル事項ハ都道府県知事之ヲ定ム

第七章 組合ノ監督

第七十三条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第六十五条 予算ハ議決ヲ経タル後直ニ之ヲ都道
府県知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ
第六十七条 組合会ニ於テ予算ヲ議決シタルトキ
ハ管理者ヨリ其ノ賛本ヲ組合ノ会計事務ヲ掌ル
職員ニ交付スヘン
会計事務ヲ掌ル職員ハ管理者又ハ都道府県知
事ノ命令アルニ非サレハ支払ヲ為スコトヲ得ス
又命令ヲ受クルニ支払ノ予算ナキトキ又ハ予備
費支出及費用流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依
ラサルトキ亦同シ

第六十八条 組合ノ支払金ニ關スル時効ニ付テハ
政府ノ支払金ノ例ニ依ル
第六十九条 組合ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以
テ閉鎖ス
決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ証書類ヲ併セテ
会計事務ヲ掌ル職員ヨリ之ヲ管理者ニ提出ス

第七十五条 都道府県知事ハ組合会ノ解散ヲ命ス
ルコトヲ得
第七十六条 組合ニ於テ法律政令ニ依テ負担シ又
ハ當該行政ノ職權ニ依テ命スル所ノ費用ヲ予
算ニ載セサルトキハ都道府県知事ニ於テ
之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負
担トス

組合又ハ管理者其ノ他ノ職員ニ於テ執行スヘ
キ事件ヲ執行セサルトキハ都道府県知事ニ於テ
之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負
担トス

第七十七条 削除

第七十八条 左ニ掲タル事件アリタルトキハ遅滞
ナク都道府県知事ニ届出ヅベシ

第七十九条 組合規約ヲ設定改正スル事
一 不動産ノ管理及処分ニ關スル事
二 不動産ノ管理及処分ニ關スル事
三 不均一ノ賦課ヲ為シ又ハ組合内ノ一部ニ對
シ特ニ賦課ヲ為ス事

第八十条 組合ノ事務ノ停止ノ命令又ハ組合規約ノ許可
ノ取消ノ指示ヲ為スコトヲ得
第七十一条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第八十二条 組合ノ職員ノ服務紀律賠償責任身元
保証及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ
定ム

第八十三条 本法ニ規定ニ依リ初テ議員ヲ選挙ス
ル場合ニ於テ組合会ノ議決スベキ事項ハ其ノ成
立ニ至ル迄管理者ニ於テ之ヲ行フヘシ

第八十四条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ
申立人ニ於テ之ヲ行フヘシ

第八十五条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
附則（昭和二四年六月四日法律第一九
号）抄

第一 1 この法律は、昭和二十三年一月一日から、こ
れを施行する。

第二 附則（昭和二四年六月四日法律第一九
号）抄

第三 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を
経過した日から施行する。

第四 附則（昭和二四年六月六日法律第一九
号）抄

第五 1 この法律は、土地改良法施行の日から施行す
る。

第六 附則（昭和三四年四月二〇日法律第一
号）抄

第七 1 この法律は、国税徵收法（昭和三十四年法律
第百四十七号）の施行の日から施行する。

トキハ關係都府県知事ノ協議ニ依リ其ノ事件ヲ
管理ベキ都道府県知事ヲ定ム

第八十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム

第八十七条 本法施行ノ際現ニ存スル旧町村会又ハ
水利組合条例ハ之ヲ廢止ス

第八十八条 水利組合条例ニ依リ為シタル諸般ノ
行為ハ仍其ノ効力ヲ有ス

第八十九条 水利組合条例ニ依リ為シタル處分ニ
対スル異議訴願又ハ訴訟ニ關シテハ水利組合條
例ニ依ル

第九十条 本法施行ノ際現ニ存スル旧町村会又ハ
水利土功会ニシテ其ノ目的トスル事業カ本法ノ
規定ニ抵触セサルトキハ之ヲ本法ノ規定ニ依リ
設置シタル水利組合ト看做ス

第九十一条 本法施行ノ際現ニ存スル旧町村会又ハ
水利土功会ニシテ其ノ目的トスル事業カ本法ノ
規定ニ抵触セサルトキハ之ヲ本法ノ規定ニ依リ
設置シタル水利組合ト看做ス

第九十二条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法
ヲ定メ又ハ変更スル事

第九十三条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第九十四条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第九十五条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第九十六条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第九十七条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第九十八条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第九十九条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十一条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十二条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十三条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十四条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十五条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十六条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十七条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十八条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百一十九条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十一条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十二条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十三条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十四条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十五条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十六条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十七条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十八条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百二十九条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十一条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十二条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十三条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十四条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十五条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十六条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十七条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十八条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百三十九条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查ノ申立ニ
対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由
ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審查申立人ニ交付ス
ヘシ

第一百四十条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審查
付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告
示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法
中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
本法ニ規定スル異議

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

4 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

(農業改良助長法第十四
係る部分を除く。)並び
規定 (市町村の合併の特
条、第八条及び第十七条
分を除く。)並びに附則
十二条、第五十九条ただ
項及び第五項、第七十三
百五十七条第四項から第
一条、第一百六十三条、第百
百二条の規定 公布の日

六十四条並びに第一二
六項まで、第百六十二
条、第七十七条、第
七十二条の三の改正規定に
依る法律第六十一条の改正規定に
係る部分の改正規定に係る部
し書、第六十条第四項
六十四条並びに第一二

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

6 前項ただし書きの場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

9 5 が行政不審審査法によるものとされる。この法律の適用については、行政不審審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不審審査法による不服申立てをすることができない。

8 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前項の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい
る許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一百二十六条 施行日前に第四百一条の規定によつて改訂された水害予防組合法の一部改正に伴う(総規定期)規定によつてした第一次監督行政手続の処分に対する同条第四項の審査又は同法第五十五条第二項の規定により組合が請求に応じない旨の通知を行つた場合における同項及び同条第三項の主務大臣の審査については、なお従前の例によつる。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改訂前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する(国)他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げるる規定については、当該各規定(以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改訂後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改訂後のそのぞれの法律の適用については、改訂後の

ての規定を準用する

卷之三

卷之三

奴分等の行為とハう。又はこの法律の施行

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一条 (施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定

「処分等の行為」という。又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下「の条において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後とのそれぞれの法律の適用については、改正後の

